

## つるおか新図書館構想企画懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、鶴岡市立図書館本館及び郷土資料館における老朽化等の課題解決に向けた「新図書館整備事業基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、専門的な意見及び市民の意見を聴取し反映するため、つるおか新図書館構想企画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について専門的な視点及び市民の幅広い視点から意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民であって、次に掲げるいずれかの分野についての識見を有するもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館又は読書活動
- (2) 本市の歴史文化又は地域振興
- (3) 社会教育、子育て
- (4) その他所掌事項に必要な分野

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から基本構想の策定が完了する日までとする。

### (オブザーバー)

第5条 懇話会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

### (アドバイザー)

第6条 懇話会にアドバイザーを置き、所掌事項について意見を求める。

### (会議)

第7条 懇話会は、教育委員会が招集する。

2 教育委員会は必要に応じ、懇話会委員の他の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画部政策企画課及び教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。